

第66回 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成28年3月23日（水曜日）午前10時（開場時間午前9時）

場 所

大阪市城東区今福東1丁目4番12号 当社10階ホール

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

株式会社イトーキ

証券コード 7972

目 次

(ページ)

第66回定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のご案内	2

添付書類

事業報告	3
1. 企業集団の現況に関する事項	3
2. 会社の状況に関する事項	11
3. 会社の体制および方針	17
連結計算書類	29
連結貸借対照表	29
連結損益計算書	30
連結株主資本等変動計算書	31
連結計算書類に係る会計監査報告	32
計算書類	33
貸借対照表	33
損益計算書	34
株主資本等変動計算書	35
計算書類に係る会計監査報告	36
監査役会の監査報告	37

株主総会参考書類

議案および参考事項	38
第1号議案 剰余金の処分の件	38
第2号議案 定款一部変更の件	38
第3号議案 取締役6名選任の件	40
第4号議案 監査役1名選任の件	43
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	44
第6号議案 会計監査人選任の件	45

証券コード 7972
平成28年3月8日

株 主 各 位

大阪市城東区今福東1丁目4番12号

株式会社イトーキ

代表取締役社長 平 井 嘉 朗

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月22日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月23日（水曜日）午前10時（開場時間午前9時）
2. 場 所 大阪市城東区今福東1丁目4番12号 当社10階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第66期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.itoki.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.itoki.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記 URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成28年3月22日(火曜日)午後5時45分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、中国経済の減速傾向が続くことや欧州の財政問題、新興国の脆弱性など下振れリスクが顕在されるものの、国内の景気動向は、アベノミクス効果もあって企業業績、経済成長率、株価、雇用等、様々な経済指標が大きく改善されており、オフィス市場での設備投資意欲も上向き傾向を示しています。

このような経営環境のもと、当社グループは、独創的な新製品開発とソリューション提案型営業に注力し、首都圏をはじめとした新築需要の取り込みと、医療・教育・公共施設分野等での販売拡大に努めました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は1,065億16百万円（前連結会計年度比3.4%増）、営業利益は43億6百万円（前連結会計年度比74.2%増）、経常利益は45億99百万円（前連結会計年度比63.2%増）、当期純利益は45億30百万円（前連結会計年度比109.6%増）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

[オフィス関連事業]

この事業につきましては、首都圏を中心とした大型新築ビルへの移転需要をはじめ、その後の二次移転・三次移転のオフィス需要増の取り込みに向け、当社の特長であるソリューション提案にてトータル受注に努め、多様化するお客様ニーズに対応する専門性と総合力で営業活動に注力いたしました。また、医療施設、教育施設、公共施設市場での底堅い需要を取り込み、地方自治体庁舎の新築や地域金融市場においても積極的な営業活動に取り組んだ結果、オフィス関連事業は販売・利益とも堅調に推移しました。

業績につきましては、売上高は550億2百万円（前連結会計年度比3.8%増）、営業利益は31億76百万円（前連結会計年度比52.2%増）となりました。

[設備機器関連事業]

この事業につきましては、企業業績の収益回復にともない設備投資意欲が改善される中、物流設備機器やセキュリティ設備機器、建材間仕切、商業施設、ならびに連結子会社である株式会社ダルトンを中心とした研究施設分野の需要取り込みに向けた新製品の開発と市場投入の継続、およびオフィス関連事業との相乗効果を図るトータルソリューション提案に努めたことにより、販売・利益とも堅調に推移しました。

業績につきましては、売上高は485億40百万円（前連結会計年度比3.2%増）、営業利益は12億22百万円（前連結会計年度比207.2%増）となりました。

[その他]

この事業につきましては、学習環境をトータルに提案する学習環境事業に転換を図り、Eコマースの拡大をにらんだWEB販売事業へ注力し、新規販路の拡大など商流の改革に着実に取り組みました。また第3四半期連結会計期間から、新たに連結子会社となった新日本システック株式会社のソフトウェア開発事業がセグメントに加わりました。

業績につきましては、売上高は29億73百万円（前連結会計年度比0.7%増）、営業損失は93百万円（前連結会計年度は13百万円の営業損失）となりました。

(注) 当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、前年比較については当該変更を反映した前年数値を用いております。

(2) 設備投資の状況

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国の経済環境は、政府の経済政策や円安・原油安などの効果による企業収益の改善など、国内景気はゆるやかな回復基調が継続すると見込まれます。しかしながら、中国および新興国の経済成長の鈍化など海外経済の下振れリスクもあり、先行きの不透明な状況でもあります。

当社グループとしましては、このような状況の中、オープンイノベーションを加速させる「SYNQA」を最大限に活用し、今までにない新しい価値を顧客に提供し、需要の獲得と創造を狙います。

引き続き商品力・生産力・営業力の全てにおいてコンペティターを凌駕し、「業界No.1」企業を目指した経営戦略を推し進めます。

(5) 財産および損益の状況の推移

項目	平成24年度 (第63期)	平成25年度 (第64期)	平成26年度 (第65期)	平成27年度 (第66期) (当期)
売上高(百万円)	105,508	103,461	102,993	106,516
経常利益(百万円)	3,735	4,425	2,818	4,599
当期純利益(百万円)	2,702	3,910	2,160	4,530
1株当たり当期純利益(円)	54.37	78.21	42.86	91.61
総資産(百万円)	89,256	95,261	96,721	98,175
純資産(百万円)	38,240	43,026	43,189	47,311
1株当たり純資産額(円)	723.51	814.79	825.78	953.51

(注) 平成27年度は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イトーキマーケットスペース	百万円 200	% 100.0	商業設備機器の販売
株式会社イトーキエンジニアリングサービス(注)1	50	100.0	工事の施工・監理、保守・サービス
株式会社シマソービ(注)2	10	100.0	事務用家具等の販売
伊藤喜(蘇州)家具有限公司	1,000	100.0	事務・店舗用什器等の製造・販売
株式会社イトーキ北海道(注)3	40	100.0	事務用家具等の販売
伊藤喜オールスチール株式会社	90	100.0	鋼製家具・機器の製造・販売
イトーキマルイ工業株式会社	10	100.0	鋼製家具等の製造・販売
三幸ファシリティーズ株式会社(注)4	40	100.0	事務用家具等の販売
株式会社イトーキシェアードバリュー	50	100.0	オフィス家具・設備機器のレンタル・リユース
新日本システック株式会社(注)5	100	100.0	各種システムの開発
株式会社エフエム・スタッフ(注)6	90	98.2	ファシリティマネジメント等に関するコンサルティング業務
富士リビング工業株式会社	60	87.0	鋼製・木製家具の製造・販売
株式会社イトーキ東光製作所	70	84.4	鉄扉・貸金庫等の製造
株式会社ダルトン	1,387	52.6	科学研究施設・粉体機械等の製造・販売

- (注) 1. 株式会社イトーキ工務センター、株式会社イトーキ大阪工務センター、株式会社イトーキテクニカルサービスは、平成27年7月1日に合併し、株式会社イトーキエンジニアリングサービスとなりました。
2. 株式会社シマソービの議決権比率には、間接所有分の0.5%を含んでおります。
3. 株式会社イトーキ北海道の議決権比率には、間接所有分の1.2%を含んでおります。
4. 三幸ファシリティーズ株式会社の議決権比率には、間接所有分の0.01%を含んでおります。
5. 新日本システック株式会社は、平成27年3月26日に子会社となりました。
6. 株式会社エフエム・スタッフの議決権比率には、間接所有分の1.7%を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当する事項はありません。

④ 企業結合の経過および成果

当社は、平成27年3月26日に株式交換により新日本システック株式会社の発行済株式の100%を取得し、同社を連結子会社としております。連結対象会社は前記②に掲げた重要な子会社14社および株式会社ダルトンの子会社5社ならびに株式会社メディカル経営研究センターであります。なお企業結合の成果につきましては、「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

⑤ 重要な技術提携の状況

技術導入の相手先名	国名	内 容
オープンアーク社	オランダ	座スライド式チェアの製造、販売権の許与
ワールドナー社	ドイツ	実験用家具の製造、販売権の許与

(7) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

事業内容	主要な製品およびサービス
オフィス関連事業	事務用デスクおよびチェア、収納家具、カウンター、パネル、金庫、オフィス営繕、組立・施工等の物流サービス等
設備機器関連事業	建築間仕切、物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器等
その他	学習用デスクおよびチェア、書斎机、書棚、福祉・介護用品、その他小物家具、什器の修理、メンテナンス等

(8) 主要な営業所および工場（平成27年12月31日現在）

① 当社

- (a) 本社 大阪市城東区今福東1丁目4番12号
- (b) 東京本社 東京都中央区入船3丁目2番10号
- (c) 営業所

区 分	名 称
東 北 地 方	営業本部 東日本支社 (盛岡・東北・福島の各支店)
東 京 都	営業本部 東京支社 (第1～5・多摩の各支店) 法人営業統括部 (第1～5法人支店) 官公庁営業統括部 (第1～2支店) 市場別営業統括部 (第1～2支店) 金融営業統括部 (第1～5支店) 情報通信営業統括部 (第1～2支店) 設備機器事業本部 設備機器営業統括部 (物流システム東京・セキュリティ設備東京の各支店・原子力施設販売課) パーソナル環境事業統括部 ホーム家具営業部 (東日本支店) 建材事業本部 建材商品営業統括部 (東日本建材第1～2支店)
関 東 信 越 地 方 (東京都を除く)	営業本部 東日本支社 (長野・新潟・宇都宮・群馬・茨城・千葉・埼玉の各支店) 神奈川支社 (横浜・横浜法人・平塚の各支店)
中 部 ・ 北 陸 地 方	営業本部 中部支社 (名古屋第1～2・名古屋中央・静岡・北陸の各支店)
近 畿 地 方	営業本部 関西支社 (大阪・第1～3・京都の各支店) 設備機器事業本部 設備機器営業統括部 (物流システム西日本支店、セキュリティ設備西日本支店) パーソナル環境事業統括部 ホーム家具営業部 (西日本支店) 建材事業本部 建材商品営業統括部 西日本建材支店
中 四 国 ・ 九 州 地 方	営業本部 西日本支社 (広島・岡山・四国・福岡・九州・鹿児島島の各支店)

(d) 生産拠点

区 分	名 称	
関 東 地 方	建材事業本部 関東工場	千葉製造部（千葉市緑区）
近 畿 地 方	生産本部 関西工場	寝屋川製造部（大阪府寝屋川市） 滋賀第1製造部、滋賀第2製造部（滋賀県近江八幡市）
	設備機器事業本部	スチール棚製造部（京都府八幡市） 電子商品製造部（滋賀県近江八幡市）

(注) 当社は平成28年1月1日をもって組織改革を行ったため、営業所および生産拠点につきましては、新組織における名称を記載しております。

② 重要な子会社

国 内	株式会社イトーキマーケットスペース（東京都中央区）
	株式会社イトーキエンジニアリングサービス（東京都中央区）
	株式会社 シマソービ（横浜市中区）
	株式会社イトーキ北海道（札幌市中央区）
	伊藤喜オールスチール株式会社（千葉県野田市）
	イトーキマルイ工業株式会社（新潟県長岡市）
	三幸ファシリティーズ株式会社（東京都千代田区）
	株式会社イトーキシェアードバリュー（東京都中央区）
	新日本システック株式会社（東京都中央区）
	株式会社エフエム・スタッフ（東京都中央区）
	富士リビング工業株式会社（石川県白山市）
	株式会社イトーキ東光製作所（茨城県坂東市）
	株式会社 ダルトン（東京都中央区）
海 外	伊藤喜（蘇州）家具有限公司（中国江蘇省太倉市）

(9) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,333名	108名増

(注) 従業員数は就業人員にて表示しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,951名	54名増	41歳7ヵ月	14年9ヵ月

(注) 従業員数は就業人員にて表示しております。

(10) 主要な借入先（平成27年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,975
株式会社三井住友銀行	1,303
株式会社商工組合中央金庫	985
株式会社横浜銀行	630
三井住友信託銀行株式会社	600
株式会社常陽銀行	526

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 149,830,000株
- ② 発行済株式の総数 52,143,948株（うち自己株式 4,239,844株）
- ③ 株主数 5,044名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,242	4.68
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,225	4.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,670	3.48
株 式 会 社 ア シ ス ト	1,586	3.31
伊 藤 七 郎	1,557	3.25
イ ト キ 協 力 会 社 持 株 会	1,441	3.00
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,069	2.23
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	992	2.07
伊 藤 清 子	934	1.95
イ ト キ 従 業 員 持 株 会	927	1.93

(注) 当社は自己株式を4,239,844株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成27年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 田 匡 通	医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会会長
代表取締役社長	平 井 嘉 朗	
取 締 役	伊原木 秀 松	
取 締 役 員	牧 野 健 司	企画本部長
取 締 役	永 田 宏	
取 締 役	長 島 俊 夫	杉田エース株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	細 田 久 雄	
監 査 役	松 井 正	
監 査 役	飯 沼 良 祐	
監 査 役	齋 藤 晴 太 郎	関東バス株式会社社外監査役 株式会社東急レクリエーション社外監査役 東急建設株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、永田 宏、長島俊夫の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、飯沼良祐、齋藤晴太郎の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役伊原木秀松氏は、平成28年1月1日付で取締役技監に就任しております。
 4. 監査役細田久雄氏は、長年にわたり当社において企画・経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 5. 当社は、永田 宏、長島俊夫、飯沼良祐、齋藤晴太郎の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定により、社外取締役および社外監査役の全員との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額
当事業年度に係る報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	8 名 (2 名)	210百万円 (14百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 名 (2 名)	28百万円 (7 百万円)
合 計	1 2 名	238百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成13年3月29日開催の当社第51回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠として、平成25年3月27日開催の当社第63回定時株主総会において、取締役の変動報酬枠の報酬等の額は、各事業年度の当社当期純利益の10%以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年3月27日開催の当社第63回定時株主総会において月額10百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与80百万円（取締役8名に対し77百万円（うち社外取締役2名に対し2百万円）、監査役4名に対し2百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役長島俊夫氏は、杉田エース株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と杉田エース株式会社との間に特別な関係はありません。また、監査役齋藤晴太郎氏は、関東バス株式会社、株式会社東急レクリエーション、東急建設株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と前述3社との間に特別な関係はありません。

(b) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況

主な活動内容

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	永 田 宏	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。
取 締 役	長 島 俊 夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。
監 査 役	飯 沼 良 祐	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会13回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	齋 藤 晴 太 郎	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門経験、経験等から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	68百万円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち株式会社ダルトンは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

1. 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

2. 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

3. 処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・運営が著しく不当と認められたため。

3. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、平成18年5月31日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、平成20年3月28日、平成20年12月18日、平成23年3月25日ならびに平成27年4月28日に改定を行っており、下記は最新（平成27年4月28日一部改定）の決議の概要です。

＜内部統制システム構築の基本方針＞

当社は、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向け、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備について以下のとおり基本方針を定める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーキグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
- (b) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。
また、毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 監査役は、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- (b) 「情報セキュリティ管理規程」「情報セキュリティポリシー」等を制定し、適切な情報管理に努める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「イトーキグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
- (b) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、全社的見地での予防措置が必要な場合の対応を決定する。
- (c) リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
- (d) 内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として、常務会を毎週1回、執行役員会議を毎月1回開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
- (b) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
- (c) 全社最適に基づき合併効果を最大限に発揮し、全社機能の強化をねらいに機能別本部制を採用する。
- (d) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 使用人に対しても取締役に関する1項(a)と同様の推進に努める。
- (b) コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、随時開催する委員会でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、リスク管理委員会に報告する。
- (c) コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- (d) コンプライアンス室は、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について随時協議する。

- (e) 社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。
- ⑥ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保するための体制**
- (a) 子会社に対し「イトーキグループ行動規範」を配付し、法令遵守を徹底する。
- (b) 子会社の窓口として関係会社管理部を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認・報告を義務付ける。
- (c) 当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。
- (d) 当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。
- (e) 連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入し、グループ全体の経営基本戦略の策定等を行う会議体を設置する。
- ⑦ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑧ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**
- 「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。
- ⑨ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役の求めがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。
- ⑩ **前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- 使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

⑪ 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑫ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。
- (d) 子会社の役員及び使用人は、当社監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。

⑬ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

⑭ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合には、速やかに対応する。

⑮ その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (b) 監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施しうる体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社は、「イトーキグループコンプライアンス規程」に基づき、代表取締役が指名する役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において年4回開催いたしました。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の構築および見直しならびにコンプライアンス違反事案および内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議などを行っております。また、役員および従業員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的実施しております。

② リスク管理体制

当社は、「イトーキグループリスク管理基本規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において年2回開催いたしました。リスク管理委員会は、リスク管理の方針を定め、リスク管理に係るリスクの評価および対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めています。

③ グループガバナンス体制

当社の関係会社管理部門は、「グループ会社管理規程」に基づき、代表取締役社長を議長とするグループ会社社長会を当事業年度において年3回開催いたしました。グループ会社社長会は、当社の戦略・政策方針の共有化を図り、グループ会社社長から事業戦略の進捗および予算の進捗の報告を行っております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役を含む監査役4名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催し、常勤監査役は、取締役会のほか、常務会、執行役員会議その他重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。また、監査の実効性の向上のため、平成28年1月より監査役の職務を補助する人員を1名配置しています。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、平成20年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その有効期限の満了にともない、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会及び平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、内容の一部を変更し（以下、最新の変更後の対応策を「本プラン」といいます。）、更新いたしております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様へ、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が、大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組みの概要

① 企業価値の源泉について

当社は、明治23年（1890年）に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史と共に歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、昭和25年（1950年）には、製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い、発展してまいりましたが、平成17年（2005年）6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。お客様のニーズを、よりスピーディーに反映させる市場中心主義を徹底し、さらなる飛躍と持続的な成長を目指して、つねに創業時代の精神に立ちかえり、たゆまぬ挑戦を続ける当社の企業価値の源泉は、「コラボレーション&ソリューション提案力」「製販一体化による顧客ニーズ対応力」「老舗でありながら新進気鋭のブランド力」「企業文化・風土」の4点の結びつき

により生み出されるものであるといえます。

以上の企業価値の創出は、いずれも当社とステークホルダーとの中長期的かつ良好な信頼関係があって初めて実現できるものです。当社にとってお客様、お取引先様、代理店様及び従業員との良好な関係を築き、維持することが最大の企業価値の源泉であるといえます。

② 企業価値向上のための取組みについて

当社は、上記①のと通りの当社の企業価値の源泉を踏まえて、平成17年(2005年)6月の製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、これまで計6回の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。

当社は、過年度の業績状況および今後の当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、当社が創業130周年を迎える平成32年(2020年)を大きな節目として展望したうえで、平成28年(2016年)から平成30年(2018年)までの新たな3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。「お客様活き活きを創出する」、「社員活き活きを向上する」、「地球生き生きに貢献する」、「時代の先端を切り開く」を重点方針とした経営戦略を強力に推し進め、「時代の先端を切り開き、グローバル社会に貢献する高収益企業」となることを目指して、一層の企業価値向上に邁進してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 本プランへの更新の目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって改定され更新されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために、必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑制することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランに更新いたしております。

② 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記①の目的を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において、買収提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が、買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主の皆様に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てま

す。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様には、当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様ご意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様ご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年の取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅱ.）について

当社は、上記Ⅱ.に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として改定され更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が、平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、改定され更新されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プラン

は、その時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会は、その判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については、株主の皆様公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,342	流動負債	36,106
現金及び預金	21,456	支払手形及び買掛金	12,367
受取手形及び売掛金	26,138	電子記録債務	5,537
有価証券	77	1年内償還予定の社債	178
商品及び製品	4,319	短期借入金	8,496
仕掛品	1,100	1年以内返済予定の長期借入金	1,861
原材料及び貯蔵品	1,374	未払法人税等	475
繰延税金資産	700	未払消費税等	979
その他	1,596	設備関係支払手形	89
貸倒引当金	△422	賞与引当金	1,179
固定資産	41,832	役員賞与引当金	98
有形固定資産	26,395	受注損失引当金	32
建物及び構築物	12,193	製品保証引当金	23
機械装置及び運搬具	2,090	商品改修引当金	63
土地	10,118	その他	4,724
建設仮勘定	190	固定負債	14,756
その他	1,802	社債	462
無形固定資産	1,313	長期借入金	3,910
のれん	240	繰延税金負債	450
その他	1,073	退職給付に係る負債	5,373
投資その他の資産	14,123	役員退職慰勞引当金	165
投資有価証券	6,672	製品自主回収関連損失引当金	104
長期貸付金	14	その他	4,288
繰延税金資産	420	負債合計	50,863
退職給付に係る資産	1,148	(純資産の部)	
その他	6,629	株主資本	44,723
貸倒引当金	△761	資本金	5,277
		資本剰余金	13,222
		利益剰余金	29,223
		自己株式	△3,000
		その他の包括利益累計額	953
		その他有価証券評価差額金	1,516
		為替換算調整勘定	137
		退職給付に係る調整累計額	△700
		少数株主持分	1,634
資産合計	98,175	純資産合計	47,311
		負債純資産合計	98,175

連結損益計算書

(平成27年1月1日から)
(平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		106,516
上		68,373
上		38,142
売		33,836
販		4,306
営		
業		
受	21	
受	146	
保	195	
受	146	
債	93	
務	61	
所	232	898
業		
外		
支	213	
賃	51	
貸	27	
貸	112	
関	69	
為	130	605
そ		4,599
の		
常		
利		
益		
の		
別		
定	35	
資	35	
の	34	
取	66	171
損		
別		
定	6	
資	37	
品	103	
改	195	
修	4	
引	22	
退	139	
清	15	524
の		
前		
当		
期		
純		
事		
業		
税		
額		
益		
税	811	4,246
額	△1,196	△384
益		4,631
益		101
益		4,530

連結株主資本等変動計算書

（平成27年1月1日から）
（平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,277	13,061	23,556	△834	41,061
会計方針の変更による累積的影響額			1,793		1,793
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,277	13,061	25,349	△834	42,854
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△655		△655
当 期 純 利 益			4,530		4,530
自 己 株 式 の 取 得				△2,487	△2,487
自 己 株 式 の 処 分		161		321	482
子会社の新規連結による剰余金増加額			1		1
決算期の変更に伴う 子会社剰余金の減少高			△2		△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	161	3,874	△2,166	1,869
当 期 末 残 高	5,277	13,222	29,223	△3,000	44,723

	その他の包括利益累計額				少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,320	91	△841	570	1,557	43,189
会計方針の変更による累積的影響額					35	1,828
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,320	91	△841	570	1,592	45,017
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△655
当 期 純 利 益						4,530
自 己 株 式 の 取 得						△2,487
自 己 株 式 の 処 分						482
子会社の新規連結による剰余金増加額						1
決算期の変更に伴う 子会社剰余金の減少高						△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	195	46	140	382	41	424
連結会計年度中の変動額合計	195	46	140	382	41	2,293
当 期 末 残 高	1,516	137	△700	953	1,634	47,311

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月22日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 廣 田 壽 俊 ⑩
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 神 前 泰 洋 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトーキの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	39,481	流 動 負 債	27,397
現金及び預金	13,802	支払手形	1,886
受取手形	6,085	電子記録債権	5,699
電子記録掛り	19	買掛金	6,121
商品及び製品	13,907	短期借入金	7,520
仕掛品	2,922	1年以内に返済する長期借入金	554
原材料及び貯蔵品	649	リース債権	260
繰延税金資産	751	未払金	446
短期貸付	428	未払費用	2,568
その他当座預金	1,113	未払法人税等	177
固定資産	587	未払消費税等	676
有形固定資産	△787	賞与引当金	885
建物	36,638	役員賞与引当金	80
構築物	18,725	受取引当金	32
機械及び装置	9,324	固定負債	487
運搬器具	169	長期借入金	7,369
土地	1,495	繰上り延税引当金	140
建物	7	退職給付引当金	532
土地	467	退職給付引当金	93
建物	6,542	退職給付引当金	3,472
土地	528	製品回収関連損失引当金	104
建物	190	長期預り保証金	2,912
土地	455	資産除去債務	113
建物	117	負債合計	34,767
土地	82	(純資産の部)	
建物	223	株主資本	39,838
土地	33	資本	5,277
建物	17,457	資本準備金	13,220
土地	5,876	資本剰余金	10,816
建物	4,752	資本剰余金	2,404
土地	415	利益剰余金	24,340
建物	646	利益準備金	881
土地	2,735	その他利益剰余金	23,459
建物	1,357	配当準備金	250
土地	1,796	固定資産圧縮積立金	1,235
建物	1,168	別途積立金	12,230
土地	△1,290	繰越利益剰余金	9,744
		自己株式	△3,000
		評価・換算差額等	1,513
		その他有価証券評価差額金	1,513
資産合計	76,119	純資産合計	41,352
		負債純資産合計	76,119

損 益 計 算 書

(平成27年 1月 1日から)
(平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	79,073
売上総利益	52,442
販売費及び一般管理費	26,631
営業外収益	24,151
受取利息	2,479
受取配当金	33
受取賃貸料	501
受取保険金	241
債務保証配当金	16
引当金戻入額	146
その他	61
営業外費用	229
支払利息	90
賃貸建物等減価償却費	74
賃貸建物等管理費用	35
関係会社貸倒引当金繰入額	448
その他	148
経常利益	797
特別利益	2,913
固定資産売却益	35
投資有価証券売却益	25
受取保険金	66
特別損失	126
固定資産除却損	27
特別退職金	22
子会社清算損	220
その他	19
税引前当期純利益	290
法人税、住民税及び事業税	264
法人税等調整額	△1,126
当期純利益	2,748
	△861
	3,610

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
					配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	5,277	10,816	2,243	13,059	881	250	1,174	12,230	5,096	19,631
会計方針の変更による累積的影響額									1,754	1,754
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,277	10,816	2,243	13,059	881	250	1,174	12,230	6,850	21,385
当 期 変 動 額										
剰余金の配当									△655	△655
当期純利益									3,610	3,610
固定資産圧縮積立金の積立							61		△61	—
自己株式の取得										
自己株式の処分			161	161						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	161	161	—	—	61	—	2,893	2,954
当 期 末 残 高	5,277	10,816	2,404	13,220	881	250	1,235	12,230	9,744	24,340

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△834	37,134	1,297	1,297	38,431
会計方針の変更による累積的影響額		1,754			1,754
会計方針の変更を反映した当期首残高	△834	38,889	1,297	1,297	40,186
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△655			△655
当期純利益		3,610			3,610
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△2,487	△2,487			△2,487
自己株式の処分	321	482			482
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			216	216	216
当期変動額合計	△2,166	949	216	216	1,166
当 期 末 残 高	△3,000	39,838	1,513	1,513	41,352

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月22日

株式会社イトーキ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 廣 田 壽 俊 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 神 前 泰 洋 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーキの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査は未了です。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月22日

株式会社イトーキ 監査役会

常勤監査役	細田久雄	Ⓢ
社外監査役	飯沼良祐	Ⓢ
社外監査役	齋藤晴太郎	Ⓢ
監査役	松井正	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては経営の重点政策のひとつとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額622,753,352円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年3月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員範囲が変更されました。

これに伴い、社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第42条第2項の規定の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第42条（監査役の責任免除） （第1項条文省略） ② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第42条（監査役の責任免除） （第1項現行どおり） ② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役山田匡通、平井嘉朗、伊原木秀松、牧野健司、永田 宏、長島俊夫の6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役6名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やま だ ます みち 山田 匡通 (昭和15年5月5日)	昭和39年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成3年6月 同行取締役 平成7年6月 同行常務取締役 平成8年4月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）常務取締役 平成12年6月 同行専務取締役 平成14年9月 三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）代表取締役会長 平成16年6月 東京急行電鉄株式会社常勤監査役 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社代表取締役会長（現） （重要な兼職の状況） 医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会会長	647,122株
2	ひら い よし しょう 平井 嘉朗 (昭和36年1月26日)	昭和59年4月 旧株式会社イトーキ入社 昭和59年6月 同社関西支社 平成7年12月 同社イトーキ労働組合専従 平成10年9月 同社イトーキ労働組合委員長 平成11年12月 同社メンテナンス会社設立準備室 平成12年12月 同社環境本部 平成14年12月 同社関西法人 販売課長 平成21年7月 当社人事部長 平成24年5月 当社営業戦略統括部長 平成25年1月 当社執行役員営業戦略統括部長 平成27年1月 当社執行役員 平成27年3月 当社代表取締役社長（現）	5,779株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	いばらぎ ひでまつ 伊原木 秀松 (昭和24年4月18日)	昭和48年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 昭和60年2月 同社欧州事務所出向 平成7年1月 米国ニュー・ユナイテッド・モーター・マニュファクチャリング(トヨタ自動車株式会社と米国ゼネラル・モーターズの合弁会社)出向 平成12年1月 トヨタ自動車株式会社生産調査部主査 平成18年1月 インドネシアトヨタ自動車社長 平成21年11月 当社顧問 平成22年1月 当社常務執行役員生産本部長 平成23年3月 当社取締役常務執行役員生産本部長 平成24年3月 当社取締役専務執行役員生産本部長 平成28年1月 当社取締役技監(現)	25,684株
4	まきの けんじ 牧 野 健 司 (昭和32年1月8日)	昭和55年4月 旧株式会社イトーキ入社 平成4年10月 同社岡山支店長 平成12年12月 同社法人販売部販売5部長 平成16年3月 同社関係会社管理部長 平成17年1月 株式会社イトーキ東光製作所(社長)出向 平成22年1月 当社執行役員物流統括部長 平成23年1月 当社執行役員経営企画統括部長 平成24年1月 当社執行役員企画本部長 平成25年1月 当社常務執行役員企画本部長 平成27年3月 当社取締役常務執行役員企画本部長(現)	2,163株
5	なが たひろし 永 田 宏 (昭和16年2月22日)	昭和45年4月 三井物産フランス株式会社入社 平成8年6月 三井物産株式会社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 欧州三井物産株式会社社長 平成14年4月 三井物産株式会社代表取締役副社長兼執行役員化学品グループプレジデント 平成16年6月 同社顧問 平成17年4月 早稲田大学大学院商学研究科(MBAコース)客員教授 平成20年3月 当社社外取締役(現)	11,503株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	ながしま とし お 長島 俊夫 (昭和23年7月22日)	昭和46年4月 三菱地所株式会社入社 平成13年6月 同社取締役丸の内開発企画部長 平成14年4月 同社取締役ビル開発企画部長 平成16年4月 同社常務執行役員ビル事業本部副本部長兼ビル開発企画部長 平成17年6月 同社取締役兼専務執行役員ビル事業本部長（代表取締役） 平成23年1月 日本郵政株式会社代表執行役員副社長 平成23年6月 同社取締役兼代表執行役員副社長 平成25年6月 同社顧問 平成25年7月 大阪市特別参与（現） 伊藤滋都市計画事務所パートナー（現） 平成26年3月 当社社外取締役（現） （重要な兼職の状況） 杉田エース株式会社社外取締役	6,578株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永田 宏、長島俊夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 永田 宏、長島俊夫の両氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくためであります。
4. 永田 宏、長島俊夫の両氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって永田 宏氏が8年、長島俊夫氏が2年となります。
5. 当社は、永田 宏、長島俊夫の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、永田 宏、長島俊夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役細田久雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ふく ほん あつ し 福原敦志 (昭和33年9月16日)	昭和59年4月 株式会社イトーキ（旧株式会社伊藤喜工作所）入社 平成18年7月 当社R&D部U d & E c o 研究所長 平成21年3月 当社中央研究所長 平成24年1月 当社執行役員企画本部人事統括部長 平成28年1月 当社執行役員管理本部リスク管理統括部長	2,451株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、本議案において福原敦志氏の選任が承認された場合、当社は福原敦志氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ふじ 藤 田 傑 (昭和19年7月22日)	昭和38年4月 大阪国税局入局 平成7年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 平成9年7月 南税務署副署長 平成11年7月 大阪国税局調査第二部統括国税調査官 平成13年7月 旭税務署長 平成15年7月 旭税務署長退官 平成15年8月 税理士登録(現) 平成15年9月 藤田傑税理士事務所開設(現)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 藤田 傑氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 藤田 傑氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的な知識・経験を当社の監査体制に反映していただくためであります。
 4. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。藤田 傑氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって退任するため、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

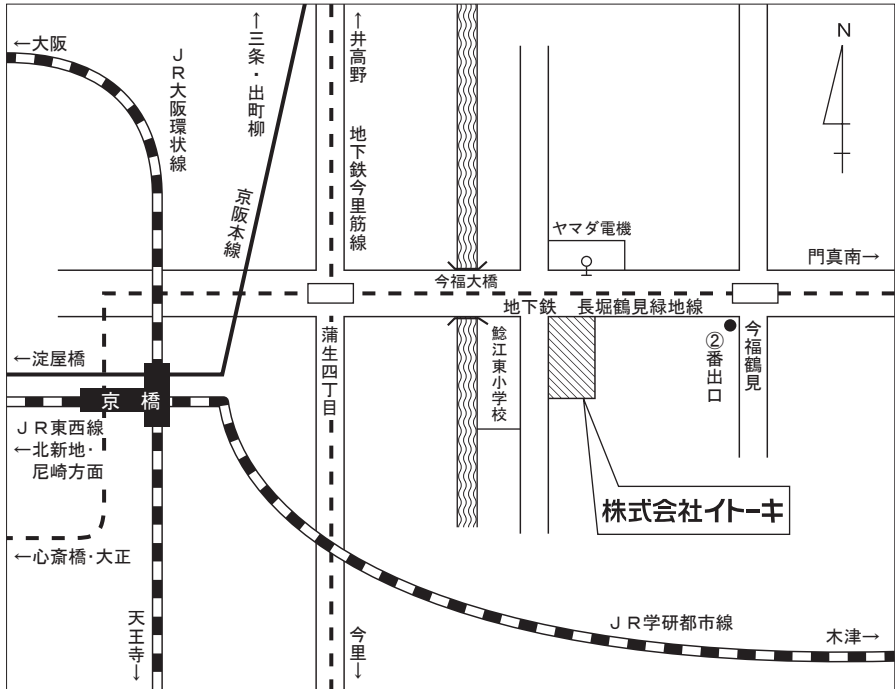
名 称	有限責任 あずさ監査法人	
事 務 所	東京都新宿区津久戸町1番2号	
沿 革	昭和44年7月 昭和60年7月 平成5年10月 平成15年2月 平成16年1月 平成22年7月	監査法人朝日会計社設立 監査法人朝日会計社と新和監査法人が合併し、監査法人朝日新和会計社設立 監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人が合併し、朝日監査法人発足 KPMGジャパンの監査部門が、あずさ監査法人を設立 朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足 有限責任監査法人に移行し、法人名を「有限責任 あずさ監査法人」に変更
概 要	資本金 構成人員 公認会計士 会計士補 会計士試験合格者 専門員 その他職員 合計	3,000百万円 3,048名（うち代表社員30名、社員518名） 11名 1,027名 732名（特定社員35名、うち代表社員1名） 585名 5,403名

(注) 監査役会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性および専門性の有無、当社が展開する事業分野への深い理解等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためであります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市城東区今福東1丁目4番12号
株式会社イトーキ 当社10階ホール
電 話 (06) 6935-2200 (代表)



交通機関

● 大阪市営地下鉄をご利用の場合

長堀鶴見緑地線「今福鶴見」下車②番出口西へ徒歩5分。

● 大阪市営バスをご利用の場合

「京橋北口」より、「地下鉄門真南」行に乗車、「鯉江東小学校前」下車すぐ。